

- 市長対談 P 2
～立正大学大学院文学研究科長 三浦佑之さん～
- 平成27年4月から始まる市営浄化槽事業ってなあに? ... P 6
～生活の中で出る水をきれいにしよう～
- 合併後の津市のまちづくり②～久居地域編～... P10
- 市からのお知らせ P12
- 市長コラム・市長活動日記から P24



申し込み方法など詳しくは15ページへ▶▶▶



新栄農機

<無料出張査定>

農機具高価買取します



三重県津市菟濃町森野3510番地 TEL 059-266-1126

☎ 0120-622-334 

広告

中古農機の事なら
お任せください



市財政収入の一部に寄与することを目的とし、表紙に広告を掲載しています。なお、掲載している広告内容については津市が保証しているものではありません。



広告掲載欄

第19回 市長対談

故郷を誇りに思う気持ち



立正大学大学院文学研究科長
三浦 佑之さん

津市長前葉 泰幸

平成26年10月17日、津市出身の立正大学大学院文学研究科長 三浦佑之さんにふるさと美杉への思いや地域の活力についてお話を伺いました。対談は、映画「WOOD JOB! (ウッジョブ!)～神去なあなあ日常～」では飯田ヨキの家となった美杉町丹生俣の小倉和夫さん(久居新町在住)のお宅をお借りして行われました。

市長 三浦先生は、美杉町丹生俣のご出身で、昨年、全国ロードショーされた映画「WOOD JOB!(ウッジョブ!)～神去なあなあ日常～」の原作者三浦しをんさんのお父様であり、県立津高校の先輩でもあります。ふるさと美杉にお戻りになった感想はいかがですか。

三浦 数年ぶりに美杉に戻ってきて、とても懐かしく感じました。車窓の風景

がどんどん見慣れた景色になり楽しかったです。

市長 三浦先生は現在、立正大学大学院文学研究科長としてご活躍中で、古代文学の「古事記」や、「遠野物語」などの伝承文学の研究を続けておられます。先日、ご著書『村落伝承論』を頂戴し、拝読しましたが、「遠野物語」を題材にした村落における伝承が研究のテーマということになるのでしょうか。

三浦 私のテーマの一つが、古代から現代に至るまで、村の中で、お話はどのようにつくられ、どうやって伝えられ、どのように生きているのだろうということなのです。「古事記」の研究もその中の一つとして考えています。

市長 序章部分で、鉄道と道路について触れていらっしゃるんですね。都市を故郷とは違う「異郷」としたうえで、「異郷と村とを直接繋いでいるのが鉄



道だった。だから、鉄道の先に異郷があるという幻想が、近代の村落に生きることの根拠にもなったのである。それを剥ぎとってしまうという行為は、村落を潰してしまうこと以外にはほとんど何の意味も持たない」、一方、「道路は、村落と異郷を繋ぐものにはならない。村と隣の村、そこと隣町とを繋ぐのが道路で、それは、どこまで辿っていても異郷に行きつくものではない」、大変興味深い分析だと感じました。

三浦 私は旧美杉村の丹生俣という一番奥の集落で生まれ育ち、普段どこかへ出掛けるためには、峠を越えて比津駅まで行き、そこから名松線に乗るしかなかったんですね。当時はまだ蒸気機関車でしたが、汽車に乗ることは一つの憧れでもあり、それに乗ると、名古屋にだって東京にだって、あるいは伊勢にだってつながっている、まさに夢のような世界へつながっているんじゃないかという幻想を小さいころから持っていたんです。

最初に村落伝承論が出版された1987年は、国鉄が民営化されJRになった年で、全国で支線の廃止が進み、名松線も廃止になるのではないかと地元では大きな話題になっていました。そういう時だったので余計に思い入れがあって、そんな風に書いたのです。

市長 名松線は、当時も被災しており、復旧するために投資したので廃止を免れた、という見方も書かれていますね。平成21年に再び被災した時にも復旧できるのかどうか、大議論がありましたが、最終的にJR東海、三重県、そして津市の間で協議が整い、いよいよ平成28年春に全線復旧を迎えます。これは美杉地域の皆さんはもちろ



ん、白山や一志地域の皆さんにとっても、非常に思い入れの深いものがあると思います。名松線のこれからについては、どのようにお考えですか。

三浦 全線復旧は大変うれしい話ですが、一方で採算面や営業面での不安もあると思います。それでもやはり、単に効率化とか採算という面だけを考えるのではなく、美杉村を、合併により一体となった津市として大きく捉え直し、その中で美杉という場所をどのようにしていくのかということとも関わってくるのではないのでしょうか。道路とは違う形で、鉄道を生かしながら、共同体を活性化するにはどのようなことができるのかを、みんなで知恵を出し合って考えていければいいなと思います。

市長 鉄道が一時寸断された時、地域の人々が鉄道でつながっていたいという気持ちが12万人近い署名につながる。まさにそれは、人々の心のつながりが、名松線のこと



すけゆき
立正大学大学院文学研究科長 **三浦 佑之さん**

1946(昭和21)年に津市(旧美杉村)に生まれる。県立津高校、成城大学文学部を卒業。同大学で博士課程単位を取得後、国立女子短期大学、千葉大学を経て、現在立正大学大学院文学研究科長。古代文学を専攻し、伝承・昔話や地方の言語などを多岐にわたり研究。1987(昭和62)年に『村落伝承論』(五柳書院)で第5回上代文学会賞を、2002(平成14)年に『口語訳 古事記』(文藝春秋)で第一回角川財団文芸賞を受賞。



をきっかけに再確認されたという事案だった訳です。鉄道の復旧に行政として携わっていますが、単なる鉄道の復旧だけではなく、津市は水路事業を、三重県は治山事業を行っている訳です。それらは名松線の復旧関連事業と位置付けられています。我々はこの村落を守っていくためのインフラ整備をしっかりと行っていくことが必要だと感じております。

三浦 美杉が持つ山という財産、そこにきれいな木が生え、それが水を守ることに繋がっていると思います。先ほど、周辺を少し散歩したのですが、きれいに枝が落とされたスギの木を見て、このようにして木を守っていくことが、この美杉の生活を支えているのだと思いますね。

市長 旧美杉村時代は、過疎地域の振興ということで、たくさんの皆さんに美杉に来ていただこうと、例えばスカイランドおおぼらやフットパーク美杉などの大きな施設が造られました。ふるさと創生といわれていたころのことです。しかしながら、高齢化が進む中、合併後は特に人々の生活に焦点を当てた取り組みを行っています。その一つは美杉総合文化センターの整備です。これは古くなった小規模のホールを、300人収容可能な文化ホールに建て替えたものです。同時に、以前から課題であった矢頭トンネルを、現在三重県と一緒に造っている

ところですが、これは美杉町下之川に建設中の最終処分場のアクセス道路という意味があります。これからの地域振興という点では、人々の暮らし、そして当然高齢者の皆さんの福祉にもっともっと着目していかなければならないと思います。

三浦 特に遠野物語を対象として研究していることもあって、地方を歩くことが多いのですが、その土地の中でどうやって自分たちがそこに住むことに対するアイデンティティを見出していけるかという点が大事だと思います。自分たちが誇りを持てる、心豊かな暮らしをつくっていくことを、第一に考える必要があるのだろうといつも思っています。これから日本の人口が増えて発展することは考えられない訳ですから、そういう時代に例えば50年先にどのような共同体をつくっていくのかということが見通せるとうれいすね。

市長 心豊かな暮らしという意味では、美杉では、自宅近くに農地を持ち、そこで自家用作物を作っている人も多いのですが、そこにもシカなどの野生獣が田畑に入り込み、一夜にして食い尽くすといった獣害がとても多くなっています。津市では、現在1億円の予算をかけて全市域の獣害対策に取り組んでいるのですが、4千万円の被害額が惜しくてやるというよりも、生活の場で発生している重大な問題ですから、市民の暮らしの場と農地を守るために必要だと考えてやっております。



三浦 決して効率的なことではないとしても、そういう風に捉える視点は、まちに住

む人間がふるさつを見直すことにつながっていきます。

市長 「おばあちゃん、そこでわずかなものを作るよりも、スーパーで買ってきてあげるよ。」と言ってしまったら、その人のその土地に対する思いを否定されることになると思います。土地の暮らしを守らなければという思いで市政を進めています。

三浦 それはとても心強く、うれしいお話ですね。

市長 さて、昨年、映画「WOOD JOB!(ウッジョブ!)～神去なあなあ日常～」の公開にあわせ、5～8月末まで、美杉町上多気にある道の駅美杉で「神去なあなあ日常記念館」をオープンしましたところ、4カ月の間に1万2千人を超える皆さんにご来館いただきました。さらにロケ地ツアーを企画したところ、募集人数に対し、16倍ものご応募をいただくなど、大変な人気でした。そこでロケ地ツアーに当選された皆さんに、名松線でお越しただけませんかと呼び掛けを行いましたところ、ツアー参加者の6割の皆さんが実際に名松線に乗って、集合場所の伊勢奥津駅まで来てくださいました。今回、ロケ地ツアーに参加いただいた皆さんには、美杉の自然を存分に体感していただけたのではないかと思います。

三浦 今回の映画の撮影やロケ地ツアーは、現地直接拝見できなかったのですが、ウェブサイトやブログなどでは、たくさんの方が実際に美杉に足を運び、楽しんだ感想を書き込んでいらっしゃるようです。映画というのはこんなに影響力があるものなのだと感じ、とてもうれしく思いましたし、何かいつものふるさとと違うような印象を受けました。

市長 ロケ地ツアーで美杉を訪れていただいた皆さんからは「自然豊かでとても良い所ですね」「素晴らしい景色ですね」といった感想をたくさんいただきました。こういったことが地域の方々の自信につながりますし、地域や神去村青年団の皆さんも新

しい取り組みをしてみようじゃないかと盛り上がり、元気になっていらっしゃる。自分たちが住んでいる美杉ってすごい所なんだなあ、良い所なんだなあと再確認できた、そんな映画だと思いました。

三浦 やはりどうしても離れた村っていうのは、狭く閉じてしまうところがあるように思います。しかし、それは本来開かれているはずで、いくらどんな場所だってどこかとつながっている、そういうつながりを、いつもつくっておかないといけないんだと思いますね。

市長 津市は10の市町村が合併し、今年10年目を迎えます。私も市長として、人や地域とのつながりを大切に、この地域に住んでいることに誇りをもちながら暮らしていける社会をつくっていきたいと思います。最後に故郷津市にメッセージをいただけますか。

三浦 大きなことは言えませんが、自分の住まう地域が素晴らしい所だと感じ、そこで暮らすことを誇りに思える何かが必要なのだと思います。それはあらゆる形で活力になっていく。そのためにも常に外部と交わり、世代間の交流ができる共同体ができればいいと思います。





平成27年4月から始まる市営浄化槽事業ってなあに？ ～生活の中で出る水をきれいにしよう～

ねえねえ、シロモチくん。トイレから流された水ってどうやってきれいにしているの？

🐝 下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽で水をきれいに処理してから、最後は川や海に流しているんだ。この他に単独処理浄化槽で処理している家もあるんだよ。

ねえねえ、合併処理浄化槽と単独処理浄化槽ってどう違うの？

🐝 合併処理浄化槽はトイレやお風呂、台所などから出る水を全てきれいな水に変えてから流しているんだけど、単独処理浄化槽

はトイレの水だけをきれいにしていて、お風呂や台所などから出る水はそのまま流しているんだ。だから、単独処理浄化槽より合併処理浄化槽の方が環境に優しい浄化槽なんだよ。

ねえねえ、これから合併処理浄化槽にする家がどんどん増えていけば、私たちが住むまちの川や海がきれいになっていくんだね。

🐝 そうなんだ。これまでも市は補助金を出して合併処理浄化槽の設置を進めてきたんだけど、なかなか思うようには進まないんだ。

ねえねえ、どうして進まないの？

🐝 合併処理浄化槽は設置する家によって、工事のお金がたくさんかかったり、処理した水を流すところが近くになかったりして簡単にできない場合があるんだ。

ねえねえ、どうすれば設置を進めることができるの？

🐝 平成27年4月から「市営浄化槽事業」が始まるんだ。

ねえねえ、それってどんな内容なの？

🐝 これから、合併処理浄化槽を設置する人は、申請すれば、市が合併処理浄化槽の設



置と点検や清掃、検査といった維持管理をしてくれるんだ。そうならば、設置の手続きが簡単になるし、自分で維持管理もしなくていいんだよ。

そうなんだ。でも、そのためのお金は誰が払うの？

合併処理浄化槽の本体設置工事自体は市が行うので、設置する人は工事にかかる費用の一部を負担金として市に払えばいいんだ。維持管理の費用も同じように使用料として市に払うんだよ。

使用料はいくら位なの？

下水道料金と同じで、その月に使った水道の量によって決まるんだ。もし、井戸水を使っている場合は、市が認めた水量によって使用料が決まるんだよ。

どの地域の人でも申請できるの？

下水道や農業集落排水処理施設の対象地域となっていない地域で進めていくので、その地域の人が申請できるんだ。

あと、家の中の工事はどうなるの？

水洗トイレに改造する工事や、トイレ、台所、お風呂などを浄化槽につなぐ配管工事が必要になるんだけど、これらの工事は下水道につなぐ場合と同じで個人負担になるんだ。くみ取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に変える場合には、費用の一部を助成してもらったり、金融機関からの融資あっせんを受けられるんだ

よ。

すでに合併処理浄化槽にしているところはどくなるの？

今ある浄化槽がきちんと管理されていれば、申請することでこれから市が維持管理をしてくれるんだ。そして維持管理の費用は新しく合併処理浄化槽を設置したときと同じように、使用料として市に払うことになるんだよ。

新しく始まる市営浄化槽事業で、これから合併処理浄化槽にしたい人もすでにしている人も、市に任せれば維持管理の手間もかからなくなるんだね。

そうなんだ。それに市が維持管理をすることで、保守点検や清掃に加え、法定検査もきちんと行われるから、今まで以上にきれいに処理された水を流せるんだよ。

自然環境を守り、川や海をきれいにするために、これからもみんなで合併処理浄化槽をどんどん増やしていくことに協力しなくちゃね！



合併処理浄化槽に対する助成制度など

単独処理浄化槽などから変更する場合

単独処理浄化槽などから合併処理浄化槽に変更する場合

単独処理浄化槽撤去費に対する補助 … 9万円
 変更に伴う配管工事費に対する補助 … 6万円

くみ取り便槽から合併処理浄化槽に変更する場合

変更に伴う配管工事費に対する補助 … 6万円

市・県民税非課税世帯の人

市・県民税非課税世帯の人は、宅内排水設備工事に係る費用の **1/10(限度額3万5千円)** が助成されます。

融資あっせん制度

単独処理浄化槽などから合併処理浄化槽への変更に伴う宅内排水設備工事、水洗トイレ改造、くみ取り便槽および単独処理浄化槽撤去工事に係る費用について、市の指定金融機関から融資あっせんを受けることができます。

融資限度額 最高100万円
 償還期間 最高60カ月
 利率 年1%

市営浄化槽事業の内容や申し込みなどについて詳しくは、本紙8～9ページでも紹介しています。ぜひご覧ください。

平成27年4月スタート 市営浄化槽事業

問い合わせ
下水道政策課
☎239-1038
FAX239-1037

市民の皆さんが衛生的で快適な生活を営むとともに、川や海をきれいにするため、平成27年4月から市が合併処理浄化槽の設置と維持管理を行う「市営浄化槽事業」が始まります。

対象区域・施設、新設と帰属

対象区域

下水道計画区域および農業集落排水処理施設などの集合処理区域を除いた区域

対象施設

建売住宅を含む専用住宅、共同住宅、併用住宅、集会所、店舗、事業所、学校、病院などで、浄化槽で受け入れ可能な排水を排出し、100人槽以下の合併処理浄化槽を設置する建物

新設と帰属

新設…市が新たに合併処理浄化槽の本体設置工事を実施し、維持管理を行います。
帰属…既に設置された合併処理浄化槽を市に無償譲渡し、市が維持管理を行います。

新設・帰属後の維持管理費の負担

市負担分

- 保守点検・清掃・法定検査に係る費用
- 薬品の補充・消耗品の交換などに係る費用
- 不具合・劣化などによる修繕費用

申請者負担分

- ブロフ(送風機)に係る電気料金
- 保守点検・清掃時に使用する水道料金
- 使用者に起因する修繕・移設・撤去費用

分担金の納付

合併処理浄化槽の設置の際に人槽区分に応じて1回のみ分担金を納付していただきます。11人槽以上の場合の分担金の額については、お問い合わせください。

人槽区分	分担金の額	家屋の延床面積
5人槽	102,000 円	130 m ² 以下
7人槽	113,000 円	130 m ² 超
10人槽	138,000 円	2世帯住宅等

市営浄化槽の使用料

基本使用料

648円(月額)

従量使用料 (消費税含む)

1~10m ³	→	5.4円/m ³
11~30m ³	→	124.2円/m ³
31~50m ³	→	156.6円/m ³
51~100m ³	→	189.0円/m ³
101~500m ³	→	232.2円/m ³

使用料の計算例(1カ月当たり20m³を使用した場合)

基本使用料 648 円 (A)

従量使用料

1~10 m³ …… 10 m³ × 5.4 円 = 54 円 (B)

11~30 m³ … 10 m³ × 124.2 円 = 1,242 円 (C)

(A) + (B) + (C) = 1,944 円

※井戸水を使用している場合は、認定水量(1人当たり8m³/月)で計算します。

※使用料の納付は、原則毎月口座振替となります。(地域によっては隔月納付になります)

現在、単独処理浄化槽またはくみ取り便槽の人 ▶▶▶ **新規**

合併処理浄化槽設置工事の区分

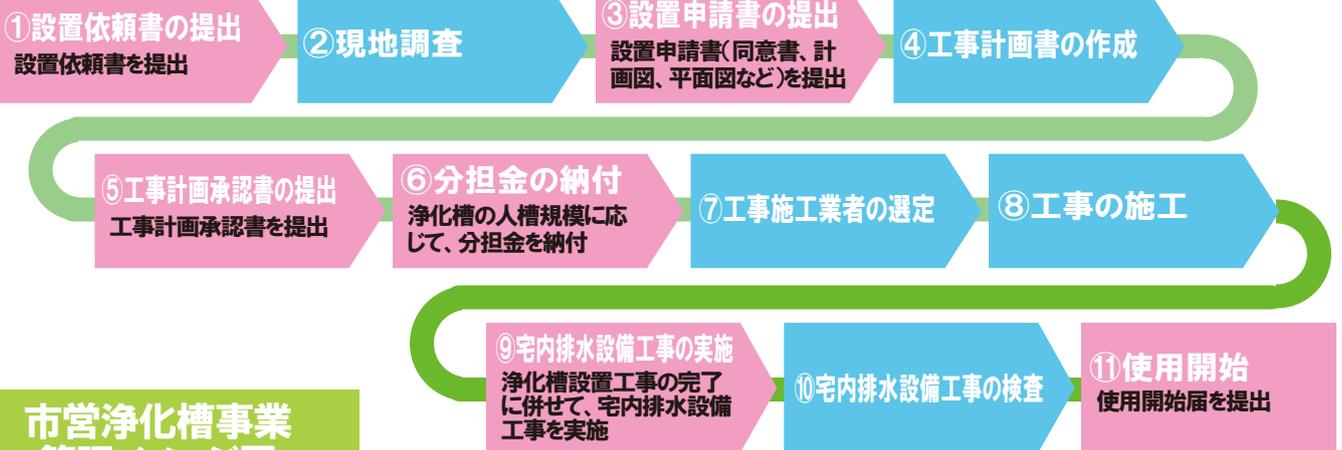
市が行う工事

- ・浄化槽本体(ブロフを含む)設置工事
- ・浄化槽本体から1mの流入・流出管工事
- ・その他条件により市が必要と認める工事

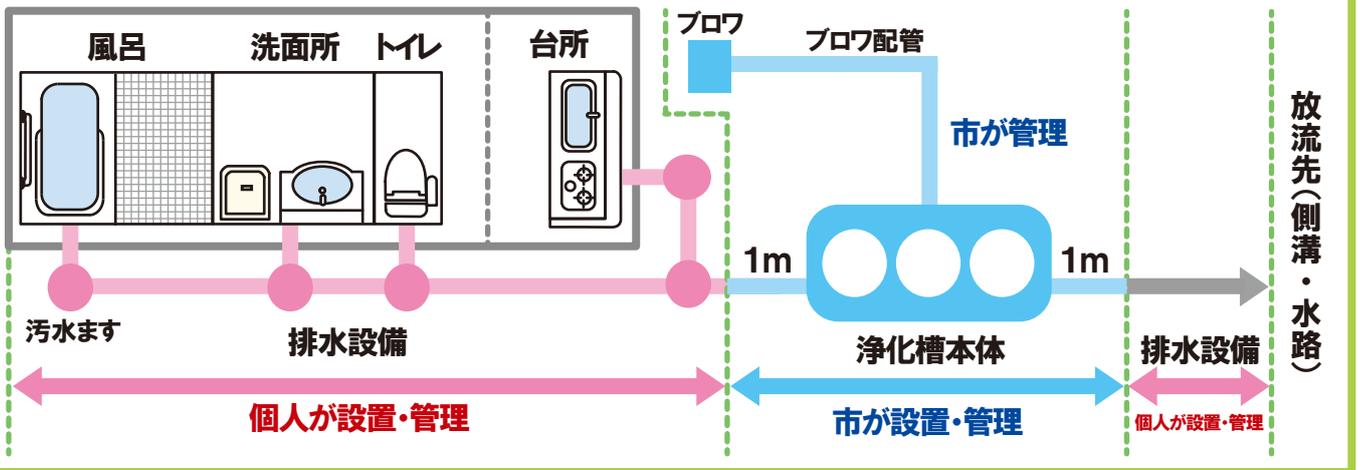
申請者が行う工事

- ・宅内排水設備工事
- ・水洗トイレの改造工事(必要な場合)
- ・単独処理浄化槽の撤去(必要な場合)など

申し込みから使用開始までの流れ



市営浄化槽事業 管理イメージ図



既に合併処理浄化槽を設置済みの人 ▶▶▶ **帰属**

帰属の条件

- 用地を市が無償で使用するについて、土地所有者と申請者の同意が得られること
- 申請の日以前1年間の保守点検が行われていること
- 申請の日以前1年間の法定検査結果が不適正でないこと
- 帰属時において浄化槽の清掃を実施すること
- 帰属時において修繕の必要がないこと

申し込みから使用開始までの流れ



合併後の津市のまちづくり②

～久居地域編～



ねえねえ、シロモチくん！10の市町村が合併したことで、久居地域(旧久居市)では、どんなまちづくりが行われたの？

久居地域では、ポルタひさいに久居総合支所や久居保健センターなどが移転して今年1月1日に新久居庁舎が開設したんだ。



久居駅周辺のまちづくりが新たに歩み始めたんだね！

うん。この他にも市立の全ての中学校で給食を食べることができるように学校給食センターを建てたり、小学校や中学校で気持ちよく勉強できるように校舎を増築や改修したりしたんだ。これまでの久居地域の主なまちづくりをまとめてみたよ。



久居地域の主なまちづくりの実績

久居駅周辺地区のまちづくり

- ① ポルタひさいへの久居庁舎移転整備
(久居総合支所・久居保健センター等整備、ポルタひさいふれあい図書室リニューアル)



①久居総合支所・久居保健センター

インフラ整備

- ② 都市計画道路上浜元町線道路改良
- ③ 下水道整備の推進
整備率…平成18年度：80%→平成25年度：95%
- ④～⑥ 雨水対策の推進(④北部第1号雨水幹線築造、⑤野村第2調整池築造、⑥野村第1排水区雨水貯留管築造)



⑤野村第2調整池築造(地下式)

教育環境の充実

- ⑦ 中央学校給食センター整備
- ⑧ 北口保育園改築
- ⑨ 桃園小学校増築
- ⑩ 久居東中学校増築・改修
- ⑪ 久居西中学校改修
- ⑫～⑭ 小学校改修(⑫榊原小学校、⑬立成小学校、⑭成美小学校)

スポーツ・文化、コミュニティ施設の整備

- ⑮ 久居中央スポーツ公園内プール施設リニューアル
- ⑯ 久居スポーツ公園内テニスコート改修
- ⑰ 榊原市民館増改築

公共施設の耐震補強

- ⑱ 久居公民館耐震補強
- ⑲ 相川地区集会所耐震補強

消防力の強化

- ⑳ 消防救急デジタル無線・高機能消防指令センター整備
(平成27年4月1日運用開始)



⑦中央学校給食センター

17 榊原市民館増改築

8 北口保育園改築

11 久居西中学校改修

10 久居東中学校増築・改修

9 桃園小学校増築

地域の声



久居地区地域審議会
会長 大幡貞夫さん

地域審議会は、合併前の合併関係市町村の区域ごとに、法律の規定に基づき設置された機関で、地域住民の意見を集約し、これを行政施策に反映させていく役割を担っています。私たち久居地区地域審議会でも、これまで市の総合計画についての答申をはじめ、久居地域のまちづくりの課題について審議し、意見・提言を行ってきました。

(仮称)久居ホールについては、文化・芸術だけでなく、地域住民の交流の場となり、そこで新たな人材が生まれ、元気なお年寄りや女性などが積極的にまちづくりに参加できる拠点となるよう期待しています。また、ここで育った人材がボランティア活動にも参加してほしいですね。昨年8月の台風では、市内各所が冠水しましたが、このような大雨に対応できる雨水排水対策や、自然の宝庫である榊原地域をはじめとする西部地域の振興にも、取り組んでいただきたいと思います。市民と行政が協働したまちづくりが進められることを望みます。

広報津3月1日号の合併後の津市のまちづくり③では河芸地域編をお届けします。

お知らせ

住基カード・電子証明書 発行時間を19時まで延長

市民課
☎229-3144 📠221-1173

下記期間中は、住基カード(住民基本台帳カード)、電子証明書の発行時間を19時まで延長します。e-Taxを使った確定申告などにご利用ください。

延長期間 2月23日(月)～27日(金)

受付場所 市本庁舎1階市民課

家屋改修に対する 固定資産税の減額

資産税課
☎229-3132 📠229-3331

一定の要件を満たす家屋の改修工事(耐震改修工事・バリアフリー改修工事・省エネ改修工事)を行った場合、工事が完了した年の翌年度から一定期間、その家屋の固定資産税が減額されます。いずれの工事も完了から3カ月以内に申告が必要です。詳しくはお問い合わせください。

小・中学校に通う児童生徒の 保護者の皆さんへ 就学に必要な費用を援助

教委学校教育課
☎229-3245 📠229-3332
教委各教育事務所

義務教育にかかる費用の負担に困っている人へ、給食費などの一部を援助しています。希望する場合は、各小・中学校または教委学校教育課、各教育事務所「就学援助費給付申請書」を受け取り、通学している学校へ提出してください。

対象 平成26年度または27年度時点で、次のいずれかに該当する人

- 生活保護法に基づく保護を停止または廃止された人
- 市民税が非課税の人
- 児童扶養手当の支給を受けて

いる人(児童手当は対象になりません)

援助される費用

- 学用品費・通学用品費
- 学校給食費(実費額)
- 校外活動費
- 医療費(虫歯・結膜炎・中耳炎など学校保健安全法施行令第8条に定める疾病)
- 新入学学用品費
- 修学旅行費(実費額)

一人親家庭に 中学校卒業祝品を支給

こども支援課
☎229-3155 📠229-3334

対象 津市に在住の一人親家庭等(母子・父子家庭など)で、平成27年3月に中学校を卒業する子どもと生計を同じくする養育者

支給内容 図書カード5,000円分
※後日郵送

申請方法 印鑑(スタンプ印を除く)、津市福祉医療費受給資格証(一人親家庭等)または児童扶養手当証書(児童扶養手当全額支給停止の人は支給停止通知)または戸籍謄本を持参し、こども支援課または各総合支所市民福祉課(福祉課)へ

申請期間 2月12日(木)～3月11日(水)



平成27年 第1回津市議会臨時会

議会事務局
☎229-3222 📠229-3337

とき 2月12日(木)・13日(金)・16日(月)いずれも10時～

ところ 津市議会議場

※日程などは、変更になる場合があります。

※会議の様子をインターネットで配信している他、ケーブルテレビ津市行政情報番組でも録画放送を行っています。

津市議会

詳しくは津市議会ホームページまたは議会事務局でご確認ください。

三重短期大学法経科 第2部(夜間)受験相談会

三重短期大学学生部
☎232-2341 📠232-9647

平成27年度の入学案内・募集要項などの配布、説明を行います。



とき 2月15日(日)13時～17時(随時受け付け)

ところ アスト津4階アストプラザ会議室2

イベント

ワイワイガヤガヤフェスタ 2015

市民交流課
☎229-3102 📠229-3366



インドネシアの歌と踊り

市内や近郊に住む外国人の皆さんが、出身国の歌や踊りなどを披露します。普段触れる機会の少ない外国の文化に親しみませんか。

とき 2月22日(日)13時～16時30分

ところ 津リージョンプラザお城ホール

第9回白山市民会館 人権フェスティバル

白山市民会館
☎262-7026 ☎262-5638



昨年の人権フェスティバル

とき 2月21日(土)9時30分～
ところ 白山市民会館
内容 教養文化講座の発表・作品展示、地域の人権学習会や活動の発表、あったか振る舞い汁、つきたて振る舞い餅など

募 集

上級救命講習会

救急課
☎254-1603 ☎256-7755



胸骨圧迫(心臓マッサージ)

とき 3月15日(日)9時～18時
ところ 白山消防署
内容 人工呼吸・胸骨圧迫(心

臓マッサージ)・AED・止血法・傷病者管理法・副子固定法など

定員 先着30人
申し込み 電話で救急課へ
申込期間 2月23日(月)～3月6日(金)

人権について考えてみませんか 市民人権講座

安濃総合支所地域振興課
☎268-5511 ☎268-3357

とき 2月21日(土)
時間・内容

時間	テーマ・講師
9:00～10:00	高齢者と人権 野田明美さん(人権擁護委員)
10:15～11:15	音声訳と人権 濱裕方さん(音声訳グループ ヴォイスあのお代表)

ところ 市安濃庁舎2階会議室
1・2

対象 市内に在住・在勤・在学の人

定員 抽選各30人
申し込み 電話またはファクスで住所、氏名、電話番号を安濃総合支所地域振興課へ

締め切り 2月16日(月)

落語に学ぶ心理学講座

中央公民館
☎228-2618 ☎229-5150

落語を題材に、記憶の仕組みについて学びます。

とき 2月28日(土)10時～11時30分

ところ 中央公民館会議室

講師 東福寺一郎さん(三重短期大学学長)

定員 抽選30人

費用 500円

申し込み はがき、またはEメールで「心理学講座」と明記し、住所、氏名、電話番号を中央公民館(〒514-0027 大門7-15 津センターパレス2階、☎228-2618@city.tsu.lg.jp)へ

締め切り 2月16日(月)必着

公民館地域力創造セミナー シニア・パソコン教室

中央公民館
☎228-2618 ☎229-5150

パソコンの操作の基礎から解説し、インターネットの基本的な使い方を紹介します。

とき 3月1日(日)10時～14時30分

ところ 高田短期大学(一身田豊野)

講師 情報ボランティアみえ

対象 市内に在住・在勤で60歳以上のパソコン初心者

定員 抽選30人 ※初めての人を優先

費用 資料代300円

申し込み 往復はがきで講座名、住所、氏名、年齢、電話番号を中央公民館(〒514-0027 大門7-15 津センターパレス2階)へ
 ※はがき1枚につき1人有効

締め切り 2月13日(金)必着
 ※昼食は持参または学外で済ませてください。

平成26年度 津市青少年文化芸術祭

問い合わせ 文化振興課
☎229-3250 ☎229-3247

2月15日(日)10:00～15:00
白山総合文化センター

子どもたちが企画や運営、準備に取り組んできた文化芸術祭です。来場者には参加賞もあります。



ファッションショー

舞台発表

ギター、和太鼓、よさこい踊り、ファッションショー、ダンス、寸劇など

創作活動

- 10:00～11:30…ミニ観葉植物作り
- 13:00～14:30…マスコット作り

ユニバーサルデザイン (UD) 発表会

2月22日 日
13:30~16:00
久居総合福祉会館



昨年の発表会

ユニバーサルデザイン(UD)講座を通じて、学び、感じたことなどを市内の学校の子どもたちが発表します。

- UD学習の発表
- 介助犬の話と実演
- UDグッズの紹介・体験コーナー

問い合わせ 政策課

☎229-3101 FAX 229-3330

平成27年度分を募集中!

津市ホームページバナー広告

広告掲載料

1 枠当たり月額2万円(消費税・地方消費税を含む)

申し込み単位・応募枠

1 カ月単位で1社(者)当たり1枠

掲載期間

1 カ月以上で、平成27年度末(平成28年3月31日)を越えない期間

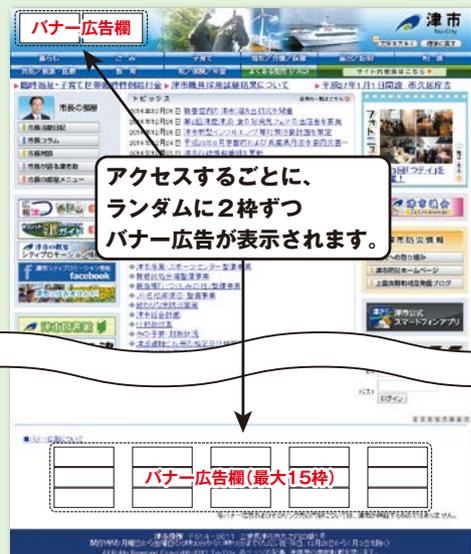
申込期間

随時受け付け ※4月1日から掲載する場合は2月16日(月)まで

ホームページアクセス件数

総アクセス件数…月平均約73万9,000件
トップページアクセス件数…月平均約14万9,000件
※応募方法など詳しくは津市ホームページをご覧ください。

問い合わせ 広報課 ☎229-3111 FAX 229-3339



中心市街地活性化タスクフォース 最終報告会

問い合わせ 商業振興労政課
☎229-3169 FAX 229-3335

2月19日 木 18:30~
中央公民館ホール

「津市をもっと元気にしたい、住みよくしたい」と願う仲間が集い、これまで企画実践に向けて取り組んできた計5チームが、取り組み結果を報告します。最新情報など詳しくは、三重大学地域戦略センター(☎231-9899)へお問い合わせください。

参加チーム

津がつながるツアー 津うリズム

津市民が市内各地域をよく知らないことが課題だと考え、地域資源を発掘し、地域の皆さんとの交流を通して津らしさを味わうツアーを企画しています。

大門☆夢かなえ隊 大門再生伝説

シルバー商店街をコンセプトに、大門商店街で、高齢女性を対象にしたメイク体験などのサービスの提供を企画しています。

つながる・ひろがる ツウのサロン

津新町商店街をモデルエリアに、さまざまな人が交流する「サロン」を通じて、商店街だけでなく地域でつながる仕組みづくりに取り組んでいます。

伊勢の帰りに松阪牛ツアー

津市の魅力を広く発信するため、津観音と松阪牛ランチツアーなどを企画しています。

津学生情報室(TGJ)

「学生のニーズに応える情報発信媒体がない」という課題を解決するため、学生による学生のための情報発信誌「Loupe(ルーペ)」を発行しています。

2015 VOL.25 龍王桜マラソン&ウォーキング大会

4月5日(日) 9:00～ 錫杖湖周辺(芸濃町河内)

エントリーは
2月13日(金)
締め切り!

対象・費用 ※定員は1,000人

- マラソン…小学3年生以上の健康な人、10km2,000円・3km1,500円
- ウォーキング…小学生以上の健康な人、約10km・約5kmいずれも500円

申し込み

スポーツ振興課、各総合支所地域振興課にある所定の申込用紙に必要事項を記入し、参加費を添えて芸濃総合支所地域振興課へ。大会要項に添付されている振込用紙で、最寄りの郵便局から申し込むこともできます。スポーツエントリーのエントリーページもご利用ください。

- 申し込み受け付け後の参加費の返金・参加種目の変更はできません。
- 芸濃総合支所地域振興課への直接申し込みは、2月20日(金)まで受け付けます。



問い合わせ 芸濃総合支所地域振興課
 ☎266-2510 FAX266-2522



マラソンの部



ウォーキングの部

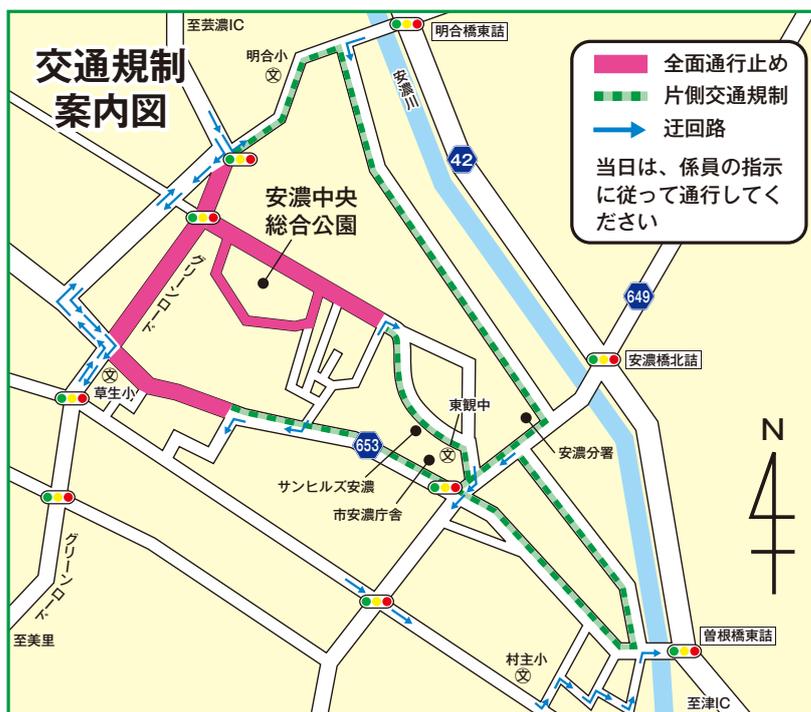
第10回 津シティマラソン大会に伴う交通規制

2月22日(日)
9:30～11:30ごろ



安濃中央総合公園付近やマラソンコース周辺では、車両通行禁止や迂回などの交通規制を行います。ご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いします。

問い合わせ スポーツ振興課
 ☎229-3254 FAX229-3247



元取公民館に 多目的ホール完成！

元取公民館に広さ240㎡の多目的ホールが完成しました。軽スポーツや地域の活動にぜひご利用ください。



施設の使用料

使用時間	使用料
9時～12時	3,000円
13時～17時	3,000円
18時～22時	3,500円

申請方法

元取公民館へ申し込んでください。



問い合わせ 元取公民館 ☎・FAX 269-3057

ウェブでも 広報津 を

津市ホームページトップページのこのバナーをクリック



3種類の形式があります

見る

PDF版

紙面をそのままの形で楽しみたい人に

読む 音声読み上げソフトウェア対応版

文章だけを読みたい人や視覚障がいのある人に

聞く

音声版

音声で聞きたい人や、視覚障がいのある人、外国人など文章を読むのが難しい人に

問い合わせ 広報課 ☎229-3111 FAX 229-3339

市民活動紹介

みんなであつながる

かおさり 神去村青年団

～映画をきっかけに美杉地域の魅力発信～

昨年公開された映画「WOOD JOB!(ウッジョブ!)～神去なあなあ日常～」の舞台「神去村」として撮影が行われた美杉地域の魅力を伝え、観光案内などを手掛けているのが神去村青年団です。

映画のイメージを再現した作業着を身に着け、実際にチェーンソーで木を切る「木こり体験ツアー」が人気です。青年団長の眞伏敏男さんは「次は神去村役場を作って、映画のファンの皆さんに住民票を発行するなど、映画を通じて美杉地域や林業に関心を持ち、足を運んでもらえる機会を一層増やせれば」と展望を語ります。

美杉地域の魅力を発信するために映画の中から飛び出した神去村青年団。更なる活躍に期待が高まります。

問い合わせ 対話連携推進室
☎229-3110 FAX 229-3366



木こり体験ツアーの様子

●主な活動内容

- 木こり体験ツアーの開催
- 観光地案内の実施、看板の設置などの観光地整備
- 美杉地域のPR

●問い合わせ

神去村青年団長 ☎272-0269(眞伏)

福祉医療費助成制度

詳しくはお問い合わせください
 問い合わせ 保険医療助成課
 ☎229-3158 FAX229-5001

障がい者や一人親家庭等、子ども、妊産婦などを対象に、支払った医療費の一部、または自己負担相当額を福祉医療費として助成しています。助成を受けるには所得制限がありますが、これまで該当しなかった人も所得の変動や家族の扶養状況の見直しなどによって所得制限範囲内となり、助成が受けられる場合があります。

申請に必要なもの

- 印鑑(スタンプ印を除く)
- 健康保険証
- 預金通帳



この他、医療費助成の種類によって、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、入院時の領収書などが必要になります。また、津市で所得や課税状況などの把握ができない人(転入した人など)は、住民税所得・課税証明書(控除の分かるもの)、または住民税特別徴収税額通知書などがが必要です。

登録内容に変更がある場合は届け出を

現在、福祉医療費受給資格証を持っている人で、加入する健康保険など登録内容に変更がある場合は、忘れずに届け出てください。

対象者と助成の内容

助成の種類	対象者(所得制限あり)	助成の内容(保険診療分のみ助成)
障がい者	次のいずれかに該当する人 ● 身体障害者手帳の交付を受けている人(1~3級) ● 療育手帳の交付を受けている人(A・B1)、または知能指数が50以下と判定された人 ● 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人(1級)	入院・通院時の自己負担相当額 ※精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人は通院時の自己負担相当額
65歳以上障がい者	上記の「障がい者」に当てはまる人で、後期高齢者医療制度の被保険者	
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人(1・2級)で、本人と扶養義務者が本市の区域内に引き続き1年以上居住しており、指定医療機関(精神科)に継続して90日を超えて入院している人	指定医療機関(精神科)入院時の自己負担相当額の2分の1
一人親家庭等	次のいずれかに該当する人 ● 18歳の年度末までの子どもを養育している配偶者のいない父または母およびその子ども ● 父母のいない18歳の年度末までの子ども ● 父母のいない18歳の年度末までの子どもを監護している配偶者のいない人 ● 配偶者に重度の障がいがある、配偶者から1年以上遺棄されている、または配偶者からの暴力(DV)被害で避難している父または母およびその子ども ※18歳の年度末までの子どもとは、18歳になった日以降の最初の3月31日までの子どものことです。	入院・通院時の自己負担相当額
子ども(0歳~小学生)	12歳になった日以降の最初の3月31日までの子ども	入院・通院時の自己負担相当額
子ども(中学生)	12歳になった日以降の最初の4月1日から、15歳になった日以降の最初の3月31日までの子ども	入院時の自己負担相当額
妊産婦	妊娠5カ月以上の妊産婦	入院・通院時の自己負担相当額から、1つの医療機関で1カ月当たり1,500円を控除した額。ただし、調剤薬局分は自己負担相当額

- 加入する健康保険から高額療養費や附加給付金が支給される場合は、その額を除きます。
- 保険診療以外のものと入院時食事療養の標準負担額は対象になりません。
- 入院など医療費が高額になる場合は、加入する健康保険で発行される「限度額適用認定証」を医療機関で提示すると、窓口での一部負担額が軽減されますので、ご利用ください。
- 医療機関などへの支払金額は10円未満の端数を四捨五入して計算していますが、福祉医療費助成金は1円単位で計算しますので、実際に支払った金額と差が生じる場合があります。

子どもを持つ保護者の皆さんへ
**日本スポーツ振興センター
 災害共済からの給付を
 優先します**

保育所、幼稚園、小・中学校などの学校管理下の負傷・疾病に係る日本スポーツ振興センター災害共済の給付対象となる医療費(総医療費500点以上)は、福祉医療費の助成対象外となります。福祉医療費の助成を受けた場合は返還していただきますので、ご注意ください。

平成26年度の申請は3月31日迄まで

不妊治療費助成制度

詳しくはお問い合わせください
 問い合わせ 保険医療助成課
 ☎229-3158 FAX229-5001

特定不妊治療費(体外受精・顕微授精)、一般不妊治療費(人工授精)の助成

不妊症の治療を受ける人の経済的負担を軽減するため、保険適用外の特定不妊治療(体外受精・

顕微授精)、一般不妊治療(人工授精)に係る治療費の一部を県と市が助成します。

内容など

		三重県特定不妊治療費助成事業	津市不妊治療費助成事業
助成内容		体外受精・顕微授精の治療費のうち、保険適用外の自費分の一部を県が助成(ただし、採卵に至った場合が対象)	体外受精・顕微授精・人工授精の治療費のうち、保険適用外の自費分の一部を市が助成(ただし、体外受精・顕微授精は採卵に至った場合が対象)
対象者		次の全ての要件を満たす人 ●法律上の夫婦 ●夫婦双方または一方が市内に居住していること ●夫婦の前年(1～5月の申請は前々年)の所得の合計額が730万円未満の人(諸控除があります) ●指定医療機関で治療を受けた人	次の全ての要件を満たす人 ●法律上の夫婦 ●夫婦双方または一方が市内に居住していること ●夫婦の前年(1～5月の申請は前々年)の所得の合計額が730万円未満の人(諸控除があります) ●体外受精・顕微授精は、指定医療機関で治療を受けた人
助成金額		●1回の治療につき15万円(治療内容によっては7万5,000円)を上限に助成	10万円を上限に次の内容で助成 ●体外受精・顕微授精…三重県特定不妊治療費助成事業による助成額を控除した額 ●人工授精…費用の3分の2(医師が人工授精を開始すると決定した時から一定期間継続した治療が対象)
助成回数	平成26・27年度(移行期間)	新規に申請する人	●39歳以下…通算6回、年間制限なし ●40歳以上…初年度3回まで、2年目2回まで。平成27年度に初めて申請する場合は、初年度3回まで
		平成25年度までに申請した人	●年齢制限なし ●年2回まで、通算5年10回まで
	平成28年度以降	全ての人	●39歳以下…通算6回、年間制限なし ●40歳以上43歳未満…通算3回、年間制限なし

※年齢は、初めて特定不妊治療費の助成を受けたときの治療開始日時点での妻の年齢で判断します。

※市の助成回数は、体外受精・顕微授精・人工授精を通算します。

※平成28年度から、43歳以降に開始した治療については助成対象外となります。

男性不妊治療費の助成

助成内容

特定不妊治療(体外受精・顕微授精)に至る過程の一環として行われる、精子を精巣または精巣上体から採取するための手術(T E S E や M E S A)などに係る保険適用外の治療費を助成

助成額

県と市が助成する特定不妊治療費助成に加算して、5万円を上限に助成



第2子以降の特定不妊治療費の助成

助成内容

1人以上の実子がいる夫婦で、平成26年7月1日以降に初めて特定不妊治療費助成を申請し、通算助成回数の上限に達した人については助成回数を延長し、通算して8回まで助成

●39歳以下…通算6回に達した場合は2回延長

●40歳以上43歳未満…通算3回に達した場合は5回延長(ただし、平成28年度以降に初めて申請する人が対象)

助成額

1回の治療につき15万円(治療内容によっては7万5,000円)を上限に助成

全ての申請は

申請方法

申請に必要なものを、申請期限までに保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)へ提出。三重県特定不妊治療費助成事業の申請は、県津保健所(〒514-8567 桜橋三丁目446-34、☎223-5094)でも受け付けます。 ※郵送の場合は簡易書留郵便で提出

申請期限

不妊治療が終了した日から60日以内

※平成26年度内に治療が終了するものは、平成27年3月31日(火)までに申請してください。郵送の場合は、消印の日が申請日となり、3月31日(火)までの消印のものを平成26年度として受け付けます。提出できない場合は、不妊治療が終了した日から60日以内であれば申請できますが、翌年度の助成対象になります。



申請に必要なもの

- 特定不妊治療費助成事業申請書または不妊治療費助成申請書
- 特定不妊治療費助成事業受診等証明書または不妊治療受診等証明書(不妊治療を受けた医療機関で証明を受けてください)
- 男性不妊治療費助成事業受診等証明書(男性不妊治療を申請する場合)
- 医療機関発行の領収書(原本)
- 世帯全員の住民票(夫婦の氏名、生年月日、性別、続柄、住民となった年月日の記載があるもので、発行後3カ月以内のもの)
- 夫および妻の控除額が記載された住民税所得・課税証明書(夫婦それぞれに所得がない場合でも提出が必要)
- 戸籍謄本(発行後3カ月以内のもの) ※初めて県の助成を申請する場合や住民票で夫婦関係が確認できない場合などに必要

平成26年度の申請は3月31日頃まで

不育症治療費助成制度

詳しくはお問い合わせください
問い合わせ 保険医療助成課
☎229-3158 FAX229-5001

不育症の治療を受ける人の経済的負担を軽減するため、検査費や治療費の一部を市が助成します。

助成内容

不育症治療を開始した日から、出産(流産、死産などを含む)により不育症治療が終了するまでに受けた保険適用外の検査費や治療費を助成

助成金額

10万円を上限に、1年度に1回、通算して5回を限度に助成

対象者(次の全ての要件を満たす人)

- 法律上の夫婦
- 夫婦双方または一方が市内に居住していること
- 夫婦の前年(1～5月の申請は前々年)の所得の合計額が730万円未満の人(諸控除があります)

申請方法

申請に必要なものを、申請期限までに保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)へ提出 ※郵送の場合は簡易書留郵便で提出

申請期限

不育症治療が終了した日から60日以内

※平成26年度内に治療が終了するものは、平

成27年3月31日(火)までに申請してください。郵送の場合は、消印の日が申請日となり、3月31日(火)までの消印のものを平成26年度として受け付けます。提出できない場合は、不育症治療が終了した日から60日以内であれば申請できますが、翌年度の助成対象になります。

申請に必要なもの

- 不育症治療費助成申請書
- 不育症治療受診等証明書(不育症治療を受けた医療機関で証明を受けてください)
- 医療機関発行の領収書(原本)
- 世帯全員の住民票(夫婦の氏名、生年月日、性別、続柄、住民となった年月日の記載があるもので、発行後3カ月以内のもの)
- 夫および妻の控除額が記載された住民税所得・課税証明書(夫婦それぞれに所得がない場合でも提出が必要)
- 戸籍謄本(発行後3カ月以内のもの) ※住民票で夫婦関係が確認できない場合に必要

まちの できごと



Events of the city

光り輝く イルミネーション ▶ 12/6~ 1/10

南長野生活改善センターで約20万球のイルミネーションが輝きました。このイ

ルミネーションは地域団体「南長野十二志会」の皆さんが毎年手作りしているもので、今年も美しい光のオブジェと水田に映し出された幻想的な風景が、訪れた人の目を楽しませていました。



バドミントンで交流 ▶ 11/30



芸濃総合文化センター内アリーナで、芸濃地域のスポーツ少年団と社会人サークルとの交流バドミントン教室が開催されました。参加した子どもたちは、フォームを再確認するなど、熱心に取り組んでいました。

榊原の自然を感じて疾走 ▶ 11/16



爽やかな空の下、第17回ひさい榊原温泉マラソンが開催され、約1,800人のランナーが榊原温泉郷周辺を駆け抜けました。ゴールの榊原小学校では、豚汁の振る舞いや地域物産フェスティバルが行われ、多くの来場者でにぎわいました。

日頃の成果を発表 ▶ 10/31~11/3



久居公民館と久居総合福祉会館で、恒例の久居地域文化祭が開催されました。会場を訪れた皆さんは、邦楽発表会の舞台や、ずらりと並ぶ美術作品を楽しそうに鑑賞していました。

戸締まり用心! 火の用心! ▶ 12/28・29



地域の皆さんが年末年始を安心して過ごせるよう、田尻子ども会の子もたちが年末夜警を行いました。拍子木を鳴らしながら一志町田尻地内を歩き、戸締まりや火の用心を呼び掛けました。

ようこそ森の劇場へ ～地域に生きる芸術祭～

▶ 12/21～23

白山総合文化センターしらさぎホールで、津市民文化祭特別研究事業「森の劇場育成プロジェクト」が行われました。会場を訪れた皆さんは、多種多様な演舞を楽しんでいました。



手を取り合って高台へ ▶ 11/10



香良洲地域の浜っ子幼児園、香良洲小学校、香海中学校が合同で避難訓練を行いました。園児たちは、小学生と手をつなぎ香海中学校の屋上まで、中学生たちは、約5 km離れた津高等技術学校まで1時間かけて避難しました。

1日限定のカフェ オープン ▶ 12/20



街の駅だいもんで、三重短期大学と三重大学の学生が「Café HONOBUNO(カフェほのぼ～の)」をオープンしました。クリスマスをコンセプトにしたランチやデザートなどを提供し、多くの人でにぎわいました。

差別のない 社会に向けて

サンヒルズ安濃、美杉総合文化センターで人権を考えるイベントが開催されました。会場では、ゲストによる講演や人権メッセージ・ポスター・標語などの発表会・表彰式・展示などが行われ、人権について身近に考える機会になりました。

安濃人権フェスティバル ▶ 12/6



美杉人権を考える つどい ▶ 12/7



みんなの情報掲示板

お知らせ

ジェネリック医薬品の使用促進

三重県後期高齢者医療広域連合では、生活習慣病などの治療薬を長期に服用している人で、ジェネリック医薬品に切り替えた場合、薬代が200円以上軽減されると見込まれる被保険者を対象に、「ジェネリック医薬品使用促進のお知らせ」を2月ごろ送付します。

問同連合事務局(☎221-6884)

募集

第3回ノルディックウォーキング競技会in君ヶ野ダム湖畔コース



日 3月22日(日) 8時30分～13時30分 場 レークサイド君ヶ野集合 内 森林セラピーロード君ヶ野ダム湖畔コースのウォーク(4km・7kmの2コース) ※競技会終了後、専門家による講演会を

開催 定員60人

申 2月9日(月)から電話で津市森林セラピー基地運営協議会事務局(美杉総合支所地域振興課内、☎272-8082)へ

リサイクルを考える施設見学会

市内のリサイクル関係施設の見学を通して、リサイクル・ごみの削減・資源問題について考えてみませんか。

日 3月18日(水) 9時～16時30分 場 市本庁舎集合 内 有限会社三功・三重県工業研究所・井村屋株式会社の見学 定員20人

申 2月9日(月)から電話またはファクスで住所、氏名、電話番号を地球温暖化防止活動中勢協議会事務局(環境政策課内、☎229-3212、FAX229-3354)へ

シアタースタート

日 2月24日(火) ①11時～②15時～ 場 津センターパレス地下1階津市まん中こども館 内 人形劇団ののはなによる人形劇「ちいちにんにん」 対 ①0～3歳の子どもと保護者②未就学児と保護者 定 ①50人②100人

申 電話で同館(☎213-2131)へ

一人親家庭ボウリング大会

一人親家庭の親子の触れ合いや相互交流、仲間づくりのためのボウリング大会です。

日 2月15日(日) 9時30分～ 場

久居ボウリングセンター(久居井戸山町) 対 市内に在住の一人親家庭の人 定 30組 費 1人500円 申 2月8日(日)までに電話で津市母子寡婦福祉会(☎223-2085、月曜休館)へ

三重武道館 武道教室体験会

種目	とき(3月)
弓道	3日(火)・5日(木) 14時～16時
	3日(火)・7日(土) 18時30分～20時30分
柔道	3日(火)・5日(木)・7日(土) 18時30分～20時30分
剣道	3日(火)・7日(土) 19時～21時
居合道	4日(水) 19時～20時30分
太極拳	5日(木)・6日(金) 14時～15時30分
なぎなた	5日(木) 19時30分～20時30分
	7日(土) 14時～15時30分
空手道	6日(金) 19時～21時
	7日(土) 15時～17時

場 三重武道館(栗真中山町) 対 新小学1年生以上(弓道は新中学1年生以上)



申 2月22日(日)までに直接または電話、ファクスで氏名、年齢、電話番号、参加種目を同館(〒514-0103 栗真中山町816-6、☎231-0969、FAX231-1381、月曜休館)へ

輝く子どもを育てようproject コーチングテクニック2015

3月14日土
芸濃総合文化センター

問い合わせ
津市スポーツ協会
☎273-5522

内容	時間	対象	定員	申し込み
高橋正紀さん(岐阜経済大学教授)による講義「スポーツのこころ」と実技「子どもへの運動指導とバルシューレ」	9:00～13:00	市内に在住・在勤・在学のスポーツ指導者または指導者を目指す人	先着100人	2月6日(金)～26日(木)に、直接または郵送、ファクス、Eメールで住所、氏名、年齢、性別、電話番号、専門種目、弁当注文の有無(700円)を津市スポーツ協会(〒514-0027 大門6-15、☎273-5588、✉info@tsuspokyo.org)へ
柳本晶一さん(元全日本女子バレーチーム監督)による講演「ここ一番で力を発揮するには」	14:00～15:30	市内に在住・在勤・在学の人	先着450人	不要(入場整理券が必要) ※入場整理券の入手方法など、詳しくはお問い合わせください。

みえスポーツフェスティバル 第9回津市民ゴルフ大会

日 3月26日(木) 7時30分～ **場** 榊原ゴルフ倶楽部(白山町三ヶ野)
対 県内に在住・在勤・在学の小学生以上の人 **定先** 180人 **費** 参加料1,000円とプレー代(一般6,800円、高校生以下2,600円)
申 2月20日(金)～3月20日(金)に電話またはファクスで津市ゴルフ協会事務局(☎237-1095、FAX237-3621)へ



染弥改メ三代目林家菊丸襲名披露公演

日 2月11日(水・祝) 14時～ **場** 県文化会館中ホール(県総合文化センター内) **費** 前売り3,000円、当日3,500円
申 三重テレビホームページ、チケットぴあ、ローソンチケットなど
問 三重テレビ放送事業部(☎223-3380)

健康

転倒予防教室

日 2月26日(木) 10時～11時30分
場 津センターパレス地下1階市民オープンステージ **内** 講話「緊急時の転倒リスクを抑えるために」と転倒予防体操 ※手話通訳あり **対** 市内に在住の60歳以上の人
問 津市社会福祉協議会津支部(☎213-7111)

平成26年度認知症を学ぶつどい

日 3月1日(日) 13時30分～16時
場 県文化会館大研修室(県総合文化センター内) **定** 156人 **費** 前売り1,000円、当日1,200円
※「家族の会」会員は無料
申 電話で家族の会三重県支部(☎059-370-4620)へ

無料相談コーナー

弁護士による法律相談(面談)
日 2月23日、3月23日いずれも月曜日 10時～12時、13時～15時 **場** 市本庁舎3階相談室 **対** 女性 **定先** 各日8人(予約優先、相談時間は1人30分以内)
申 2月18日(水) 8時30分から電話で男女共同参画室(☎229-3103)へ

カウンセラーによる相談 (面談・電話相談) 専用電話☎229-3120

とき(毎月)	内容
第1～4火曜日 13時～18時	面談・電話相談 (予約優先)
第3金曜日 18時～20時	電話相談 (予約優先)

※祝・休日、年末年始を除く
内 夫婦・親子の関係、生き方の問題など
問 上記以外の時間は男女共同参画室(☎229-3103)

総合労働相談(要予約)

日 毎週水曜日 13時～16時(祝・休日、年末年始を除く) **内** 解雇、賃金、セクハラ、人事、配置転換、労働契約などの相談
申 三重県社会保険労務士会総合労働相談所(☎228-6064)へ

司法書士による相続・贈与・土地問題の相談

日 毎月第2土曜日 13時～16時(祝・休日、年末年始を除く) ※12時から整理券(定先10人)を配布
場 津センターパレス3階
問 津市社会福祉協議会津支部(☎213-7111)

犯罪被害者相談

日 毎週月～金曜日 10時～16時(祝・休日、年末年始を除く) **場** みえ犯罪被害者総合支援センター(栄町一丁目) **内** 犯罪の被害に遭った人や家族の相談 ※電話

相談や法律相談(予約制)などもあります。

問 同センター(☎221-7830)

交通事故被害者支援センター 相談員による交通事故相談 (要予約)

とき(毎月)	ところ
第1木曜日 13時～16時	市本庁舎
第2月曜日 13時～16時	久居総合福祉会館2階 談話室1
第3金曜日 13時～16時	河芸ほほえみセンター2階 福祉団体活動支援室

※祝・休日、年末年始を除く

定先 各3人

申 相談日の前日までに対話連携推進室(☎229-3105)へ

行政書士定例相談(面談は要予約)

日 毎月第2木曜日 10時～16時(祝・休日、年末年始を除く) **場** 三重県行政書士会事務局(広明町) **内** 許認可等の申請書類の作成や提出手続きの代理、契約書等の権利義務、事実証明の作成などの相談
問 同会(☎226-3137)

消費生活相談

日 毎週月～金曜日 9時～12時、13時～16時(祝・休日、年末年始を除く) **場** 市本庁舎1階市民交流課内 **内** 消費生活相談員による商品の購入やサービス利用などのトラブルに関する相談(電話相談も可)
問 津市消費生活センター(☎229-3313)

法的な困りごとは法テラスへ

日 毎週月～金曜日 9時～21時、土曜日 9時～17時(祝・休日、年末年始を除く) **内** 法的トラブルの解決に役立つ法制度や相談窓口の情報提供
問 法テラスコールセンター(法的トラブル…☎0570-078374、犯罪被害者相談…☎0570-079714)

市長コラム

「対話と連携」

～問いと答は現場にある～

津市長 前葉 泰幸



市民の声を聞き、その望みや願いをかなえるのが市長の務めです。私が平日・休日の区別なく積極的に地域に足を運んでいるのは、市民の皆さまとの「対話」によって「こんなことができないか?」といった問いを受け止めたり、埋もれている問いを自ら掘り出したりすることができるからです。

問題解決のカギは「連携」にあります。市民とのキャッチボールを繰り返しながら、市役所職員と力を合わせて解決策を探ります。

香良洲高台防災公園、プレハブ校舎の解消、道路修繕等の権限の総合支所への委譲などは、「対話」により受け止めた地域の要望に応え、地域住民の発想を実現した施策です。

待ったなしの状況にありながら有効な対応策を講じられないままであった「津センターパレス」の財務改

善が進み、「ポルタひさい」が損失補償に至らずに再生できたのは、時間切れという深刻な事態に直面しても逃げずに「現場」に踏みとどまり、諦めることなく冷静に財務内容を分析したことによります。「対話」を続けるなかで市民の理解を得られたことは、問題に向き合う大きな励みとなりました。

行き詰まっていた「(仮称)道の駅津かわげ」の事業化を進める決断に至ったきっかけは、まさに「現場」にありました。朝市で産直野菜の生産者と「対話」するなかで、問題の所在が明確になったのです。

いわゆる「動き出さない救急車」の問題については、救急搬送照会のデータからも状況が次第に好転しつつあることがわかります。医師会や輪番病院の現場の医師との「対話」を重ねることで信頼関係が築かれ、「救急車を一台でも多く受け入れよう。」「専門外であってもまずは診てみよう。」と、多忙な医療従事者たちがまずは自ら汗をかいて解決へ向けて尽力する姿勢が反映されているのです。

身近な市民生活の諸課題の解決を図ることが、基礎自治体である市役所の責務です。これからも、市民のくらしの場である「現場」に問いがあり答えもあることを念頭に、「対話と連携」によりきめ細かな市政を進めてまいります。

「TV版市長コラム」では、前葉市長がこのテーマを語ります

HP 津市長コラム |

検索 

市長活動日記から

■第3回創業・ビジネス交流会「ミナツドエ」in津…12月7日



津市は、創業支援、起業家支援による地域産業の振興にも力を入れています。経営者や創業希望者の新たなネットワークづくりとビジネス展開につなげようと開催された交流会「ミナツドエ」in津には、市内外から約100人が集まりました。会場の中央公民館ホールは熱気にあふれ、皆さんの創業への関心の高さがうかがわれました。このような取り組みから多くの創業者が現れ、津市発の新たなビジネスが生まれることに期待し、今後も支援事業の充実に努めてまいります。

■新斎場「いつくしみの杜」竣工式…12月21日

新斎場の整備では、津市で初めてのPFI方式を採用しました。PFIの特徴は、設計・建設から維持管理・運営までの一括発注による財政負担の削減にあります。周辺の景観と調和した落ち着いた外観と環境に配慮した最新の設備、ユニバーサルデザインの採用で誰もが使いやすい施設として完成しました。運営面でも、民間ならではのノウハウを活用した質の高いサービスが提供されることが期待されています。いつくしみの杜のオープンは、地域の皆様のご理解によるものとあらためて感謝いたします。



■「今年の漢字」～平成26年仕事納め式～…12月26日



仕事納め式では、市政をあずかる立場で1年を振り返り、今年の漢字として「躍」を選びました。レスリングの吉田沙保里選手やテニスの西岡仁選手といった津市出身のスポーツ選手が世界で大活躍し、映画「WOOD JOB!(ウッジョブ!)～神去ななあ日常～」により、魅力あふれる美杉地域が全国の注目を集め、一躍、有名な観光スポットとなりました。この勢いを、平成27年度に合併後10年の節目を迎える津市のさらなる飛躍へとつなげていきたいという思いを込めています。

「市長活動日記」は津市ホームページでご覧になれます

HP 津市長活動日記 |

検索 

新地方公会計制度 平成25年度財務書類4表を公表

平成27年2月1日発行
財政課
☎229-3124 FAX 229-3388

新地方公会計制度に基づき、平成25年度の一般会計と全ての特別会計を合算した、市全体の財政状況が分かる「財務書類4表」の概要をお知らせします。

貸借対照表

資産の部

減価償却により資産価値が約113億円減少

市は道路や下水道などのインフラ資産や、学校や庁舎などの事業用資産、現金等の金融資産など多くの資産を保有していますが、インフラ資産などの非金融資産の経年劣化による資産価値の低下(減価償却)で、総資産は前年比約113億円減少し、約8,579億円となっています。

負債の部

退職給付引当金の減少等で負債総額が約15億円減少

職員数の削減により退職給付引当金が約14億円減少したことから、負債総額は前年比約15億円減少しました。資産総額から負債総額を差し引いた純資産の額は前年比約99億円減少し、約6,370億円となりました。

平成26年3月31日現在

単位：百万円

資産の部(これまで積み上げてきた資産)					負債の部(将来の世代が負担する金額)				
勘定科目		25年度	24年度	前年比	勘定科目		25年度	24年度	前年比
金融資産	資金				流動負債	公債(短期)			
	現金・預金など	10,183	10,053	130		翌年度償還予定額	15,579	15,693	▲ 114
	債権					その他			
	未収金・貸付金など	6,484	7,280	▲ 796		未払金、賞与引当金	2,344	2,209	135
	有価証券	0	0	0		合計	17,923	17,902	21
	投資など					公債			
出資金・基金など	32,255	30,839	1,416	公債残高のうち翌々年度以降償還予定額	176,049	175,873	176		
合計	48,922	48,172	750	退職給付引当金	26,849	28,289	▲ 1,440		
非金融資産	事業用資産				その他	63	281	▲ 218	
	庁舎、保育所、小中学校、福祉施設など	178,488	179,339	▲ 851	合計	202,961	204,443	▲ 1,482	
	インフラ資産				負債の部合計	220,884	222,345	▲ 1,461	
	道路、公園、下水道、水道など	630,475	641,688	▲ 11,213	純資産の部(現在までの世代が負担した金額)				
	その他資産	9	37	▲ 28	純資産	637,010	646,891	▲ 9,881	
合計	808,972	821,064	▲ 12,092	負債・純資産資産合計	857,894	869,236	▲ 11,342		
資産合計	857,894	869,236	▲ 11,342						

市民1人当たりの貸借対照表

市民1人当たりの貸借対照表は、上記の貸借対照表の値を平成26年3月31日現在の本市の住民基本台帳人口28万4,545人で割ったものです。市民1人当たりの資産は約302万円、負債は約78万円、純資産は約224万円となっています。

資産 約302万円 うち事業用資産63万円、 インフラ資産222万円	負債 約78万円 うち借金(公債)残高67万円
	純資産 約224万円

行政コスト計算書

純行政コストは前年比約6,500万円の増加

福祉や教育などの資産形成につながらない人的・給付的な行政サービス提供にかかったコスト(人、物、業務にかかるコストと、補助金など移転支的的なコストを合わせた総行政コスト)は、約1,862億円となり、前年比約44億円の増加となりました。一方、行政サービス提供の対価である使用料、手数料などの収益は約497億円と前年比約44億円増加しており、純行政コストは、前年度から6,500万円増の約1,364億円となりました。

資金収支計算書

基礎的財政収支は約32億円の黒字を確保

経常的収支、資本的収支を合計した基礎的財政収支(プライマリーバランス)は前年比約26億円減少したものの約32億円の黒字を確保しました。

この基礎的財政収支が黒字でないと、地方債・企業債等の残高を減らすことはできないため、財政状況を見る上で重要な指標となります。

地方債・企業債等の発行収入と元利償還金支出の収支を表す財務的収支は、地方債・企業債等の返済を進めているため、約31億円のマイナスとなり、基礎的財政収支の黒字を差し引くことで、当期資金収支は約1億円の黒字となりました。

純資産変動計算書

資産価値の低下で純資産が約99億円目減り

道路、下水道の整備等による固定資産形成に一定の投資をしているものの、これまでに整備した事業用資産、インフラ資産の減価償却による資産価値の低下により、最終的に約99億円の純資産が減少しました。



公共施設等の総合的・計画的な管理に向けて

前ページの貸借対照表から、学校や庁舎などの事業用資産を約1,785億円、道路や下水道などのインフラ資産を約6,305億円有し、これらが総資産の9割以上を占めていることが分かります。

高度経済成長期に集中的に建設した公共施設の多くが老朽化することに伴い、近い将来、集中的に更新費用が発生すると見込まれています。また、津市でも人口が減少し、公共施設等に対する利用需要が変化することが予想されます。

平成25年4月1日～平成26年3月31日

単位:百万円

勘定科目	25年度	24年度	前年比
人にかかるコスト			
人件費、退職給付費用	23,617	26,300	▲ 2,683
物にかかるコスト			
維持補修費、減価償却費など	16,010	16,582	▲ 572
業務にかかるコスト			
委託料、公債費利子など	51,381	48,477	2,904
移転支的的なコスト			
社会保障給付、補助金など	95,162	90,393	4,769
経常費用(総行政コスト)	186,170	181,752	4,418
使用料・手数料など	49,739	45,386	4,353
経常収益	49,739	45,386	4,353
純経常費用(純行政コスト)	136,431	136,366	65

平成25年4月1日～平成26年3月31日

単位:百万円

勘定科目	25年度	24年度	前年比
期首資金残高	10,053	11,601	▲ 1,548
経常的収入			
市税、国庫補助金など	196,713	186,690	10,023
経常的支出			
人件費、補助金など	177,682	170,813	6,869
経常的収支	19,031	15,877	3,154
資本的収入			
固定資産売却収入など	1,579	1,203	376
資本的支出			
固定資産形成支出など	17,396	11,298	6,098
資本的収支	▲ 15,817	▲ 10,095	▲ 5,722
基礎的財政収支	3,214	5,782	▲ 2,568
財務的収入			
公債発行収入など	16,353	12,216	4,137
財務的支出			
公債元利償還支出など	19,437	19,546	▲ 109
財務的収支	▲ 3,084	▲ 7,330	4,246
当期資金収支	130	▲ 1,548	1,678
期末資金残高	10,183	10,053	130

平成25年4月1日～平成26年3月31日

単位:百万円

勘定科目	25年度	24年度	前年比
財源の調達			
市税、補助金など	175,681	169,752	5,929
財源の用途			
純経常費用、インフラ資産形成財源措置など	174,588	168,621	5,967
財源変動の部	1,093	1,131	▲ 38
固定資産の減少	▲ 27,079	▲ 27,029	▲ 50
固定資産の増加	15,001	9,669	5,332
固定資産の変動	▲ 12,078	▲ 17,360	5,282
長期金融資産の変動等	1,191	979	212
資産形成充当財源変動の部	▲ 10,887	▲ 16,381	5,494
その他の純資産変動の部	▲ 87	▲ 125	38
当期変動額合計	▲ 9,881	▲ 15,375	5,494
当期末残高	637,010	646,891	▲ 9,881

こうした状況を踏まえ、津市の公共施設の最適な配置を実現していくための第一歩として、津市が保有する全ての公共施設等を、詳細な施設情報、利用状況、維持管理にかかる費用、将来発生する更新費用などまで含め、各公共施設の全体像を長期的な視点をもって捉える「公共施設等総合管理計画」の策定を進めています。

こうしたことに財務書類作成と連携して取り組みながら、市民の皆さんに安心して暮らしていただけるよう、健全な財政運営に努めていきます。